

2009年11月11日

京都府府民生活部消費生活安全センター 調査・指導担当 御中

## 「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画（改定版・中間案）」にたいする意見

京都府生活協同組合連合会 専務理事 小峰耕二  
京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館 2F  
電話：075-251-1551

いま、私たちは、行政や社会のあり方を事業者中心のものから消費者中心のものに変えていく、歴史的な転換点に立っています。

「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画（改定版・中間案）」（以下、「中間案」という）は、「国においては、生活者の安心・安全を守り、消費者・生活者が主役となる社会への転換を促すことを目指して、平成21年9月には消費者行政の司令塔となる消費者庁が設置されました」との認識をしめし、「こうした状況にあつて、京都府においても消費者被害の把握と情報の共有、そして迅速な対応に全庁的に取り組む体制への転換を図る必要があります」とのべて、「京都府の消費者行政を総点検して、新時代における消費者行政の一層の充実を図る」とされています。こうした本「中間案」の「基本認識」については同感であり、支持するところです。

国における消費者行政施策の強化は、地方公共団体の消費者施策の強化があつてこそ実現できるものであり、国と地方公共団体との関係はいわば「車の両輪」の関係にあります。消費者庁・消費者委員会の発足に歩調をあわせ、迅速かつ抜本的に京都府消費者行政の強化をすすめていただけますよう、お願いいたします。

当会としても、行政はじめ関係者のみなさま方とごいっしょに、生協としての社会的な役割をはたしていきたいと考えております。

### 〔1〕市町村の消費生活相談窓口の開設と府の支援体制

「中間案」でも指摘しているように、「消費者安全法」では「市町村が消費生活相談やあつせんを行う」ことが明文化され、消費者事故等については「各自治体や関係機関に消費者庁への報告義務を課している」ところから、早急に府内の各市町村の体制を整備することがもとめられます。

このため、地方消費者行政活性化基金が設けられましたが、これを各市町村が十分に活用していくよう、府としてもよりいっそうの支援をおこなっていく必要があります。とくに相談員の育成・配置への支援とあわせて、相談員の処遇改善について、府としてもリーダーシップを発揮されるよう要望いたします。

### 〔2〕各行政機関・団体との連携と消費者被害の防止

「中間案」では「複雑化・多様化する消費者被害の未然・拡大防止や情報の共有を図るため、庁内の消費者関連法令所管課等で構成する『くらしの安心・安全サポート会議（仮称）』を設置しま

す」としています。消費者庁が「消費者・生活者の視点に立つ行政への転換」にむけて消費者行政の一元化をはかり、「司令塔」としての役割をはたすということであれば、自治体においても、商工・農政・衛生・建設・土木などの分野にたいして勧告権などをもつ「司令塔的機能をはたす行政組織」が不可欠です。本府において「くらしの安心・安全サポート会議（仮称）」がそのような位置づけをもつものなのか、「中間案」では十分よみとれません。

ちなみに兵庫県では、全庁的な推進体制として、知事を本部長とする「兵庫県消費者行政推進本部」を設け、消費生活相談・食品衛生管理・食の安全安心の調整などをふくんだ消費者行政の総合調整をおこなう部局として生活消費局を設置して、本部事務局の機能をもたせています。

また日本弁護士連合会では、「活性化基金の活用だけでなく、消費者行政の独自財源の増額、消費者行政担当職員の増員と専門性の向上、消費者行政担当部署の格上げ等を推進する」ため、「消費者行政地方本部」を設置し、知事・副知事、市町村代表、消費者団体代表、法律実務家・学識経験者など官民共同による構成ですすめることをよびかけています。

本府においても、知事を先頭とする総合的な消費者行政推進にむけた行政組織の抜本的な強化が必要ではないかと考えます。

今年7月に発足した「消費者安心チーム」は、全国的にも注目される先進的な取組であり、高く評価されるものと思います。その役割が十分に発揮されるよう、機能の充実・強化に努めてください。

### [ 3 ] 消費生活を守る地域、事業者、消費者団体の連携

安心・安全な消費生活の実現をめざすうえで、行政と地域、事業者および事業者団体、消費者および消費者団体間の連携をつよめていくことは重要です。現在、「くらしの安心・安全ネットワーク」には44団体が加入していますが、その活動内容は十分なものとはいえません。

「くらしの安心・安全ネットワーク」の事務局体制を明確にし、幹事会ないし運営委員会などをもつけ、日常的な運営がすすめられる組織として抜本的な強化をはかる必要があると考えます。

### [ 4 ] 消費者教育・啓発

「中間案」では、新規事業として、「自立した消費者を育成するため、消費者団体から企画提案型の事業を公募・委託し、教育・啓発事業を展開します」「高校生用の消費者教育副教材を作成すると共に、教職員を対象とした消費者問題のセミナーを開催するなど、教育委員会とも連携して、学校教育における消費者教育・啓発を推進します」「府内の大学と提携して、大学生を対象とした消費者問題セミナーを開催し、社会前教育として、若年層の消費者意識の涵養に努めます」とのべていますが、おおいに支持し、歓迎するところです。

本課題については、行政や関係の方がたとの連携をつよめ、積極的に企画提案してまいりたいと考えておりますので、消費者団体との協議の場をひきつづき定期的に設定していただけますよう、お願いいたします。

### [ 5 ] その他

(1) この間、社会的な関心の高かった中国産冷凍餃子問題や事故米穀問題などをふまえると、いわゆる「クライシス対応（緊急時対応）」について行政・事業者および事業者団体・消費者およ

び消費者団体間の連携・協働という課題が浮かび上がっているように思われます。地震など災害対策については、総合訓練・通信訓練など「緊急時」に備えた取組がおこなわれていますが、消費者課題においても同様の訓練等の取組が必要のように思われますので、ご検討ください。

(2)「中間案」は「安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」という表題となっていますが、何年から何年までの「行動計画」であるのか、が明記されていませんので、明記してください。

また「行動計画」というのであれば、8月18日に開かれた消費生活審議会施策推進部会で当会の小林智子会長が冒頭で指摘したように、課題についての「年度ごとの具体的な到達目標」を設定し、どのような進捗ペースで最終目標に到達する計画なのかを明記することが必要と思われます。この点については、当日、黒瀬府民生活部長からも「具体的な指標がないという意見はもっともである」という発言があったことをふまえて、改善してください。

京都府ホームページには、「アクションプラン」の説明として、「府政の解決すべき課題について、毎年の目標設定を明らかにすること」「施策の反映状況をみながら、毎年PDCAサイクルで見直し、次年度の施策形成につなげていくこと」などがのべられています。年度ごとの具体的な到達目標が設定されることで、その年度ごとの取組みの到達評価と点検および是正措置が明確になってくると思われます。「PLAN(計画)」-「DO(実施)」-「CHECK(進捗点検)」-「ACT(是正措置)」というマネジメント・スタイルにもとづく運営と執行をおこなわれるようなかたちで「中間案」を再構成してください。この点は、前回の「行動計画(中間案)」にたいして、当方が提出した意見書(2007年11月15日付け)でも申し述べたことでもあります。今回の行動計画策定にあたっては、ぜひとも改善いただきたく、重ねて要請するものです。

以上